

金融機関向け IFRS ニュース 2020 年 7 月

クリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IASPlus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております（※1）。

< 今月のハイライト >

- **IASB 会議における金利指標改革 - フェーズ 2 に関する議論：**
IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に基づくヘッジ会計における遡及的な有効性の評価において、累積的な公正価値の変動金額をゼロにリセットするよう「要求」するのではなく「許容」すること、及び、公開草案の提案について最終的な修正では一部明確化を行うことを検討する旨が暫定決定されました。当会議にて、金利指標改革フェーズ 2 に関する審議が終了し、2020 年 8 月に修正 IFRS の公表を予定しています。
- **IFRS 第 17 号「保険契約」の修正に関するウェブキャストの公表：**
IASB は、6 月 25 日に公表された IFRS 第 17 号「保険契約」の修正に関して、「経過措置以外の要求事項に関する修正」及び「経過措置に関する修正」の 2 つのパートで構成されるウェブキャストを公表しました。
- **『IFRS のコンプライアンス、表示及び開示のチェックリスト（2020 年）』の掲載：**
デロイトは、2020 年 4 月 30 日時点で公表済みの IFRS 基準書、及び 2020 年 5 月公表の「Covid-19 に関連した賃料減免」（IFRS 第 16 号の修正）に示された認識、測定、表示及び開示に関する要求事項をまとめた IFRS コンプライアンス・チェックリスト（Excel 形式）を掲載しました。IAS 第 34 号「期中財務報告」に関する要求事項をまとめたチェックリストも含まれています。
- **FRC による新型コロナウイルス感染症のパンデミックの発生以降の企業報告に関するテーマ別レビューの公表：**
英国財務報告評議会（FRC）は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの発生以降の企業報告について、2020 年の期中報告及び年次報告のサンプルを分析した結果を公表しました。優れた開示例や、改善点、今後のレビューにおける着目点等が掲載されています。
- **EFRAG による暗号資産（負債）に関するディスカッション・ペーパーの公表：**
欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理：保有者及び発行者の視点」（全 152 ページ）を公表しました。コメント期間は、現状のパンデミックも考慮し、2021 年 7 月 31 日までの約 1 年間としています。

< 今月の記事一覧 >

カテゴリー	発信元 (※2)	記事のタイトル
新型コロナウイルス 感染症	【DTT】	『新型コロナウイルス感染症に関する会計上の検討事項 - リース』（ウェブキャスト）が掲載されました。
	【DTT】	『半期における信用損失予測 - トレンドの反転はW字型の信用サイクル指標の動きを意味するのか』が掲載されました。
	【DTT】	『Heads Up - 第1四半期におけるCECLに係る開示の考察』（USGAAP 関連、新型コロナウイルス感染症に関する開示を含む）が掲載されました。
	【DTT】	『Financial Reporting Alert 20-2 - 新型コロナウイルス感染症及び景気低迷に関連する財務報告上の考慮事項』（USGAAP 関連）が更新されました。
	【DTT】	『Financial Reporting Alert 20-4 - 新型コロナウイルス感染症及び非GAAP指標』（USGAAP 関連）が掲載されました。
	【FRC】	FRCが新型コロナウイルス感染症の財務報告への影響に関するテーマ別レビューの結果を公表しました。
	【AASB】	オーストラリア会計基準審議会（AASB）が新型コロナウイルス感染症のパンデミック及び非金融資産の減損に関するFAQを公表しました。
【FSA】	金融庁が指定国際会計基準のリストを更新しました（「Covid-19に関連した賃料減免」（IFRS第16号「リース」の修正）等を追加）。	
保険契約	【DTT】	『保険ウェブキャスト 82 - IASBがIFRS第17号「保険契約」の修正を公表』が掲載されました。
	【IASB】	IASBがIFRS第17号「保険契約」の修正に関するウェブキャストを公表しました。
	【IASB】	IASBが2020年6月の修正を反映した統合版IFRS第17号「保険契約」を公表しました。
	【IASB】	IASBがIFRS第17号「保険契約」に関する訂正一覧及び正誤表を公表しました。
	【EFRAG】	EFRAGがIFRS第4号「保険契約」／IFRS第9号「金融商品」の修正に関するエンドースメント・アドバイスを公表しました。
暗号資産	【EFRAG】	EFRAGが暗号資産（負債）に関するディスカッション・ペーパーを公表しました。
表示及び開示	【DTT】	『IFRSのコンプライアンス、表示及び開示のチェックリスト（2020年）』が掲載されました。
	【トーマツ】	『IFRS in Focus - IASBは、「負債の流動または非流動への分類」（IAS第1号「財務諸表の表示」の修正）の発効日を延期する』の和訳が掲載されました。
	【IASB】	IASBがIAS第1号「財務諸表の表示」の修正の発効日を1年延期しました。
	【IASB】	IASBが公開草案「全般的な表示及び開示」に関する第2回日本語ウェブセミナーの録画を公表しました。
	【IASB】	IASBが公開草案「全般的な表示及び開示」に関する第3回日本語ウェブセミナーの録画を公表しました。
	【EFRAG】	EFRAG、欧州経営者連盟、及びIASBが共同で基本財務諸表に関する円卓会議を開催します。

会議	【IASB】	2020年7月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。
	【EEG】	2020年5月の新興経済グループ（EEG）会議の報告書が公表されました。
ワーク・プラン	【IASB】	IASBがワーク・プランを更新しました - 変更点の分析（2020年7月の会議）

※1 公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。なお、時制は、各記事の掲載時点のものとなります。

※2 発信元の正式名称は末尾の<凡例>をご参照ください。

< 記事本文 >

◆新型コロナウイルス感染症

（2020年7月14日）

[【DTT】『新型コロナウイルス感染症に関する会計上の検討事項 - リース』（ウェブキャスト）が掲載されました。](#)

新型コロナウイルス感染症に関するウェブキャスト・シリーズのうち今回は、リース（約12分）について論じています。

当ウェブキャスト・シリーズの一覧は[こちら](#)

[今月の記事一覧へ](#)

（2020年7月15日）

[【DTT】『半期における信用損失予測 - トレンドの反転はW字型の信用サイクル指標の動きを意味するのか』が掲載されました。](#)

デロイト英国事務所の金融業界の専門家による当記事では、英国における信用リスクの今後、及び銀行による全期間予想信用損失（LECL）に係る会計上の見積りへの影響について論じています。

[今月の記事一覧へ](#)

（2020年7月22日）

[【DTT】『Heads Up - 第1四半期におけるCECLに係る開示の考察』（USGAAP関連、新型コロナウイルス感染症に関する開示を含む）が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全9ページ）は、2020年第1四半期の時点で新たなCECL基準を導入しているサンプル企業の開示レビューにおいて、観察された傾向を要約したものです（新型コロナウイルス感染症のパンデミックに関連する開示の傾向を含む）。

[今月の記事一覧へ](#)

（2020年7月1日）

[【DTT】『Financial Reporting Alert 20-2 - 新型コロナウイルス感染症及び景気低迷に関連する財務報告上の考慮事項』（USGAAP関連）が更新されました。](#)

当ニュースレター（全109ページ）は、3月25日に掲載された同タイトルのニュースレターの更新版です（付録Eに更新箇所の一覧が記載されています）。

< 主な更新点 >

- SECのチーフ・アカウントによる、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを踏まえた質の高い財務報告が引き続き重要であることに関する2つ目の声明の公表の反映

- SEC のコーポレートファイナンス部門による CF 開示ガイダンス No.9A の公表の反映
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、報告書（Forms 10-K, 10-Q, 8-K, 20-F 及び 6-K 等）の提出期限が緩和されたことについて、2020 年 7 月 1 日の期限を超えて延長されることはないという SEC の声明の反映
- 新型コロナウイルス感染症に関連する調整に係る非 GAAP 指標の利用に係るガイダンスの拡大の反映

[今月の記事一覧へ](#)

（2020 年 7 月 1 日）

[【DTT】『Financial Reporting Alert 20-4 - 新型コロナウイルス感染症及び非 GAAP 指標』（USGAAP 関連）が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全 8 ページ）は、『Financial Reporting Alert 20-2 - 新型コロナウイルス感染症及び景気低迷に関連する財務報告上の考慮事項』で説明されている非 GAAP 指標に関するガイダンスを拡張したものです。

新型コロナウイルス感染症の具体的な影響の非 GAAP 指標への反映に関する検討事項について、以下と合わせて説明しています。

- 非 GAAP 指標の表示に関する重要な開示
- 非 GAAP 指標の代替
- 非 GAAP 指標に関する開示のコントロール及び手続き
- 損益計算書における分類

[今月の記事一覧へ](#)

（2020 年 7 月 21 日）

[【FRC】FRC が新型コロナウイルス感染症の財務報告への影響に関するテーマ別レビューの結果を公表しました。](#)

英国財務報告評議会（FRC）は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの発生以降の企業報告について検討した、テーマ別レビューの結果（全 55 ページ）を公表しました。

当レビューでは、2020 年の期中報告及び年次報告のサンプルを分析し、一部の企業（特に期中報告）はより広範な情報開示を検討する等の改善の余地があると指摘しています。

< 構成 >

- エグゼクティブ・サマリー
- 対象範囲及びサンプル
- 主な分析結果（一部抜粋）
 - 継続企業の前提及び持続可能性に関するステートメント
 - 現金、流動性及びコベナントに係るコンプライアンス
 - 配当及び資本管理
 - 戦略報告書
 - 代替的業績指標
 - 基本財務諸表の表示
 - 予想信用損失引当金
 - 重要な判断及び見積り
 - 公正価値測定
 - 非金融資産の減損
 - その他の減損に係る論点
 - 確定給付年金制度
 - 引当金及び不利な契約
 - 修正を要する後発事象、及び修正を要しない後発事象

- その他の検討領域
- 今後に向けて

FRC は企業に対し、次のことを行うよう注意を促している。

- 重要な判断と見積りを説明し、開示された見積りの不確実性を裏付けるため意味のある感応度分析、又は一定範囲の生じ得る結果について詳細を提供する。
- 継続企業として存続する能力に重大な不確実性があるかどうかを決定する際の重要な判断を記述する。
- 企業が継続企業であるかどうかを決定する際に使用される仮定が、財務諸表の他の分野で使用される仮定と矛盾しないようにする。
- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を例外的な項目又は類似する項目に適切に適用し、IFRS に従って認識され測定された項目のみで損益計算書小計を構成する。
- 例外的な項目及び類似する項目に関する既存の会計方針を新型コロナウイルス感染症に関連する収益及び費用に一貫して適用し、収益及び費用を財務諸表における新型コロナウイルス感染症に関連する項目とそれ以外の項目とに分割すべきでない。
- 新型コロナウイルス感染症が業績、財政状態及び将来の見通しに与えた影響を十分に説明する期中報告を作成する。

詳細は[こちら](#)（FRC のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2020 年 7 月 14 日）

[【AASB】オーストラリア会計基準審議会（AASB）が新型コロナウイルス感染症のパンデミック及び非金融資産の減損に関する FAQ を公表しました。](#)

当ニュースレター（全 12 ページ）は、非金融資産の減損テストをいつ、どのように実施するかに関するフローチャートや、新型コロナウイルス感染症の文脈における減損の具体的な論点に関する FAQ が掲載されています。

当ニュースレターは[こちら](#)（AASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2020 年 7 月 10 日）

[【FSA】金融庁が指定国際会計基準のリストを更新しました（「Covid-19 に関連した賃料減免」（IFRS 第 16 号「リース」の修正）等を追加）。](#)

金融庁は、IASB が令和 2 年 5 月 31 日までに公表した以下を含む国際会計基準を、連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準とする旨を公表しました。

- 「Covid-19 に関連した賃料減免」（IFRS 第 16 号「リース」の修正）（2020 年 5 月公表）

[今月の記事一覧へ](#)

◆保険契約

（2020 年 7 月 13 日）

[【DTT】『保険ウェブキャスト 82 - IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」の修正を公表』が掲載されました。](#)

当ウェブキャスト（約 36 分）は、以下を解説しています。

- IASB が IFRS 第 17 号を修正した背景
- IFRS 第 17 号の主な修正点
- IFRS 第 17 号の複数の領域に影響を及ぼすその他の修正点
- 追加情報

[今月の記事一覧へ](#)

(2020 年 7 月 30 日)

[【IASB】IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」の修正に関するウェブキャストを公表しました。](#)

IASB は、IFRS 第 17 号「保険契約」の修正に関する以下 2 つのパートで構成されるウェブキャストを公表しました。

- パート 1： 経過措置以外の要求事項に関する修正（約 29 分）
- パート 2： 経過措置に関する修正（約 20 分）

詳細は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2020 年 7 月 14 日)

[【IASB】IASB が 2020 年 6 月の修正を反映した統合版 IFRS 第 17 号「保険契約」を公表しました。](#)

2020 年 6 月 25 日に公表された「IFRS 第 17 号の修正」を反映した統合版 IFRS 第 17 号「保険契約」が IASB のウェブサイト上で公表されました（無償で利用可能）。

統合版 IFRS 第 17 号「保険契約」は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2020 年 7 月 14 日)

[【IASB】IASB が IFRS 第 17 号「保険契約」に関する訂正一覧及び正誤表を公表しました。](#)

2020 年における最初の訂正となる今回は、IFRS 第 17 号「保険契約」に影響のあるものとなります。なお、当訂正により基準書の意味やその適用が変更されることはありません。

訂正一覧は[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2020 年 7 月 7 日)

[【EFRAG】EFRAG が IFRS 第 4 号「保険契約」／IFRS 第 9 号「金融商品」の修正に関するエンドースメント・アドバイスを公表しました。](#)

欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、「IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の延期（IFRS 第 4 号の修正）」（全 15 ページ）を公表しました。

[今月の記事一覧へ](#)

◆暗号資産

(2020年7月20日)

[【EFRAG】EFRAGが暗号資産（負債）に関するディスカッション・ペーパーを公表しました。](#)

欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、ディスカッション・ペーパー「暗号資産（負債）の会計処理：保有者及び発行者の視点」（全152ページ）を公表しました。

コメント期間は、現状のパンデミックも考慮し、2021年7月31日までの約1年間としています。

当ディスカッション・ペーパーは、暗号資産（負債）に係る要求事項における欠落部分に対処するための考え得るアプローチとして、以下2つのアプローチを検討しています。

- 既存のIFRS要求事項を修正しないアプローチ
- 既存のIFRS要求事項を修正及び/又は明確化するアプローチ
- 暗号資産（負債）、又はより広範なカテゴリーであるデジタル資産（負債）に関する新しい基準を開発するアプローチ

詳細は[こちら](#)（EFRAGのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆表示及び開示

(2020年7月30日)

[【DTT】『IFRSのコンプライアンス、表示及び開示のチェックリスト（2020年）』が掲載されました。](#)

当チェックリスト（Excel形式）は、2020年4月30日時点で公表済みのIFRS基準書、及び2020年5月公表の「Covid-19に関連した賃料減免」（IFRS第16号の修正）に示された認識、測定、表示及び開示に関する要求事項をまとめたものです。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年7月22日)

[【トーマツ】『IFRS in Focus - IASBは、「負債の流動または非流動への分類」（IAS第1号「財務諸表の表示」の修正）の発効日を延期する』の和訳が掲載されました。](#)

当ニュースレター（全3ページ）は、IASBにより2020年7月15日に公表された「負債の流動又は非流動への分類 - 発効日の延期」（IAS第1号の修正）について説明しています。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年7月15日)

[【IASB】IASBがIAS第1号「財務諸表の表示」の修正の発効日を1年延期しました。](#)

IASBは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、IAS第1号「財務諸表の表示」を修正する「負債の流動又は非流動への分類」の発効日を1年延期し、2023年1月1日以後開始する事業年度とする修正を公表しました。

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年7月7日)

[【IASB】IASBが公開草案「全般的な表示及び開示」に関する第2回日本語ウェブセミナーの録画を公表しました。（IASBのウェブサイトより）](#)

2020年6月16日にIASBが日本語で開催した、公開草案「全般的な表示及び開示」に含まれる損益計算書の小計及び区分の提案を説明する、第2回目のウェブセミナーの録画（約52分）が公表されました。

前回（第1回目）のウェブセミナーは[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2020年7月20日）

[【IASB】IASBが公開草案「全般的な表示及び開示」に関する第3回日本語ウェブセミナーの録画を公表しました。（IASBのウェブサイトより）](#)

2020年7月16日にIASBが日本語で開催した、公開草案「全般的な表示及び開示」に含まれる分解についての提案を説明する、第3回目のウェブセミナーの録画（約53分）が公表されました。

[今月の記事一覧へ](#)

（2020年7月14日）

[【EFRAG & IASB】EFRAG、欧州経営者連盟、及びIASBが共同で基本財務諸表に関する円卓会議を開催します。](#)

EFRAG、欧州経営者連盟、及びIASBは、2020年9月1日に共同ウェブセミナーを開催し、公開草案「全般的な表示及び開示」におけるIASBの提案の適用、及びフィールド・テストの結果について議論する予定です。

詳細は[こちら](#)（EFRAGのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆会議

（2020年7月27日）

[【IASB】2020年7月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。](#)

2020年7月22日・23日に開催されたビデオ会議では、以下のトピックが議論されました（一部抜粋）。

■ 金利指標改革及び財務報告への影響フェーズ2

- 公開草案に対するフィードバックの分析 - 適格なヘッジ会計
【暫定決定】
 - IAS第39号「金融商品：認識及び測定」における遡及的な有効性の評価において、累積的な公正価値の変動金額をゼロにリセットするよう「要求」するのではなく、「許容」する。
 - 適格なヘッジ会計に関連する公開草案の提案について、最終的な修正では明確化や改善を行うことを検討する。
- デュープロセス及び投票の許可
 - 審議を完了し、書面投票プロセスの開始が許可された。

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2020年7月16日)

[【EEG】2020年5月の新興経済グループ（EEG）会議の報告書が公表されました。](#)

2020年5月11日・12日に開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

- 2020年におけるIFRS適用
 - 新型コロナウイルス感染症の影響に関する議論（政府介入がIFRS第9号「金融商品」の償却原価の計算において契約上のキャッシュ・フローの変更に該当するかの判断が困難なため、ガイダンスを求める意見が出ています）
- IFRS第17号「保険契約」
 - IFRS第17号の修正に関するアップデート
 - 適用活動に関する議論
- のれん及び減損のディスカッション・ペーパー
 - ディスカッション・ペーパーの紹介

報告書は[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

◆ワーク・プラン

(2020年7月25日)

[【IASB】IASBがワーク・プランを更新しました - 変更点の分析（2020年7月の会議）](#)

2020年7月に開催されたIASBの定例会議及び追加会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

<主な変更点>

- 基準設定プロジェクト
 - 基本財務諸表：公開草案へのフィードバックのレビューを2020年第4四半期に実施予定（変更前：2020年下半期）
- メンテナンス・プロジェクト
 - 金利指標改革及び財務報告への影響-フェーズ2：関連するIFRS基準書の修正を2020年8月27日に公表予定（新規のマイルストーン）
- リサーチ・プロジェクト
 - 資本の特徴を有する金融商品：プロジェクトの方向性を2020年第4四半期に決定予定（変更前：2020年下半期）

ワーク・プランは[こちら](#)（IASBのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

<凡例>

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構
AASB	オーストラリア会計基準審議会
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会

AccountancyEurope	欧州会計士連盟
AcSB	カナダ会計基準審議会
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会
AICPA	米国公認会計士協会
ANC	フランス国家会計基準局
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ
ARC	会計規制委員会
ASAF	会計基準アドバイザー・フォーラム
ASBJ	企業会計基準委員会
ASCG	ドイツ会計基準委員会
BCBS	バーゼル銀行監督委員会
BIS	国際決済銀行
CAQ	監査品質センター
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト
CMAC	資本市場諮問委員会
DPOC	デュープロセス監視委員会
DTT (又は) デロイト (※3)	デロイト トウシュ トーマツ
EBA	欧州銀行監督機構
EC	欧州委員会
ECB	欧州中央銀行
ECON	経済通貨委員会
EDTF	開示強化タスクフォース
EEG	新興経済グループ
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ
EIOPA	欧州保険・年金監督機構
ESAs	欧州監督機構
ESMA	欧州証券市場監督局
ESRB	欧州システミック・リスク理事会
FAP	タイ会計士連盟
FASB	財務会計基準審議会
FDIC	米連邦預金保険公社
FinREC	財務報告執行委員会
FRB	連邦準備制度理事会
FRC	英国財務報告評議会
FSA	金融庁
FSB	金融安定理事会
FSI	金融安定研究所
GPF	世界作成者フォーラム
GPPC	6 大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会
HKICPA	香港会計士協会
IAASB	国際監査・保証基準審議会
IAIS	保険監督者国際機構
IASB	国際会計基準審議会

ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会
ICAI	インド勅許会計士協会
ICAS	スコットランド勅許会計士協会
ICPAK	ケニア公認会計士協会
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム
IFRIC	IFRS 解釈指針委員会
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議
IFRS Foundation	IFRS 財団
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団評議員会
IOSCO	証券監督者国際機構
IVSB	国際評価基準審議会（IVSC）の評議員会での議論について—2016年6月会議の概要—
IVSC	国際評価基準委員会
KASB	韓国会計基準委員会
MASB	マレーシア会計基準審議会
NCUA	全米信用組合管理機構
OCC	米通貨監督庁
OIC	イタリア会計基準設定主体
PAFA	汎アフリカ会計士協会
PIOB	公益監視委員会
PRA	英国健全性規制機構
WSS	世界会計基準設定主体

※3 「DTT（又は）デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

<お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響（kyo.sakata@tohatsu.co.jp）、中井宏美（hiromi.nakai@tohatsu.co.jp）



デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じ Fortune Global 500®の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。